

資料5

※※※

※ 令和 7 年

※ 御殿場市議会 1 2 月 定例会議案書

※ (第 2 号)

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

御殿場市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 77 号	御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 78 号	御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第 79 号	御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第 80 号	御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第 81 号	御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について	15
議案第 82 号	御殿場市地区広場等施設の指定管理者の指定について	16
議案第 83 号	玉穂地区屋内プール施設及び玉穂地区コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について	17
議案第 84 号	友愛パーク・朝日の指定管理者の指定について	18

議案第 77 号

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市職員の給与に関する条例（昭和 30 年御殿場市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	359,500	397,600	414,600
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	361,100	399,300	416,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	362,700	401,100	418,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	364,200	402,800	420,600
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	365,800	404,500	422,400
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	367,600	406,200	424,300
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	369,000	407,900	426,300
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	370,600	409,600	428,100
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	372,000	411,100	429,700
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	373,500	412,500	431,400
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	375,100	413,900	433,200
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	376,500	415,300	435,000
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	378,400	416,700	436,700
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	380,200	418,000	438,300
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	382,100	419,200	440,000
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	383,800	420,300	441,600
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	385,300	421,400	443,300
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	387,100	422,700	444,700
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	388,700	423,900	446,100
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	390,300	425,000	447,500
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	391,900	426,100	448,800
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	393,300	426,900	450,000
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	394,700	427,600	451,200
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	396,000	428,400	452,400
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	397,400	428,900	453,300
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	398,600	429,500	453,900
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	399,700	430,100	454,600

28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	400, 700	430, 600	455, 300
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	401, 800	431, 300	455, 900
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	403, 000	432, 100	456, 600
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	404, 000	432, 400	457, 100
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	405, 100	433, 100	457, 700
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	405, 800	433, 600	458, 200
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	406, 500	433, 900	458, 700
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	407, 100	434, 300	459, 300
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	407, 800	434, 700	459, 900
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	408, 400	435, 100	460, 300
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	409, 000	435, 400	460, 800
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	409, 500	435, 800	461, 200
40	248, 400	285, 500	320, 600	369, 200	388, 800	409, 900	436, 100	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	410, 300	436, 400	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	410, 500	436, 800	462, 200
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	410, 800	437, 000	462, 500
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	411, 000	437, 300	462, 800
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	411, 300	437, 600	463, 100
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	411, 600		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	411, 900		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	412, 200		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	412, 400		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	412, 700		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	413, 000		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	413, 300		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	413, 500		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	413, 800		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	414, 100		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	414, 400		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	414, 600		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	414, 900		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	415, 100		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	415, 300		

61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	415, 500			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	415, 800			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	416, 100			
64	259, 900	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	416, 300			
65	260, 800	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	416, 500			
66	261, 900	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	416, 800			
67	263, 100	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	417, 100			
68	264, 300	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	417, 300			
69	264, 800	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	417, 500			
70	265, 000	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	417, 800			
71	265, 200	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	418, 100			
72	265, 400	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	418, 300			
73	265, 600	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	418, 500			
74	265, 800	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	418, 700			
75	265, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	419, 000			
76	266, 000	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	419, 300			
77	266, 100	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	419, 600			
78	266, 200	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	419, 900			
79	266, 300	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	420, 200			
80	266, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	420, 500			
81	266, 500	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	420, 800			
82	266, 600	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	266, 700	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	266, 800	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	266, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	267, 000	305, 800	355, 700	396, 800	409, 200				
87	267, 100	306, 100	356, 100	397, 200	409, 500				
88	267, 200	306, 400	356, 500	397, 600	409, 800				
89	267, 300	306, 700	356, 700	398, 000	410, 100				
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 400	410, 400				
91	267, 700	307, 300	357, 500	398, 800	410, 700				
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 200	411, 000				
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 600	411, 300				

94		308, 000	358, 400	400, 000	411, 600			
95		308, 300	358, 800	400, 400	411, 900			
96		308, 700	359, 100	400, 800	412, 200			
97		308, 900	359, 400	401, 200	412, 500			
98		309, 200	359, 800	401, 600	412, 800			
99		309, 500	360, 200	402, 000	413, 100			
100		309, 900	360, 600	402, 400	413, 400			
101		310, 100	361, 100	402, 800	413, 700			
102		310, 400	361, 500	403, 200	414, 000			
103		310, 700	361, 900	403, 600	414, 300			
104		311, 000	362, 300	404, 000	414, 600			
105		311, 200	362, 800	404, 400	414, 900			
106		311, 500	363, 200	404, 800				
107		311, 800	363, 500	405, 200				
108		312, 100	363, 800	405, 600				
109		312, 300	364, 200	406, 000				
110		312, 600		406, 400				
111		313, 000		406, 800				
112		313, 300		407, 200				
113		313, 500		407, 600				
114		313, 700		408, 000				
115		314, 000		408, 400				
116		314, 400		408, 800				
117		314, 600		409, 200				
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 御殿場市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項第1号及び同項第2号の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用する。

##### (給与の内払)

- 第1条の規定による改正前の御殿場市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

##### (規則への委任)

- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第78号

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年御殿場市条例第4号)  
の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第7条の4第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表 (単位：円)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200

11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900
27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	
30	238,700	275,200	
31	239,800	276,000	
32	240,900	276,700	
33	242,000		
34	242,900		
35	243,800		
36	244,800		
37	245,800		
38	246,700		
39	247,600		
40	248,400		
41	249,200		
42	249,900		
43	250,500		

44	251, 100		
45	251, 800		
46	252, 400		
47	253, 000		
48	253, 600		
49	254, 100		
50	254, 700		
51	255, 300		
52	255, 800		
53	256, 200		
54	256, 600		
55	256, 900		
56	257, 200		
57	257, 500		
58	257, 800		
59	258, 100		
60	258, 400		
61	258, 700		
62	259, 000		
63	259, 300		
64	259, 900		
65	260, 800		
66	261, 900		
67	263, 100		
68	264, 300		
69	264, 800		
70	265, 000		
71	265, 200		
72	265, 400		
73	265, 600		
74	265, 800		
75	265, 900		
76	266, 000		

77	266,100		
78	266,200		
79	266,300		
80	266,400		
81	266,500		
82	266,600		
83	266,700		
84	266,800		
85	266,900		
86	267,000		
87	267,100		
88	267,200		
89	267,300		
90	267,400		
91	267,700		
92	268,000		
93	268,300		

第2条 御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第7条の4第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(第7条の2第3項及び第7条の4第3項の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定について、前2項の規定にかかわらず、改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者の在職期間中の給与については、なお従前の例による。  
(給与の内扱)
- 4 第1条の規定による改正前の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定

に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第79号

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年御殿場市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

3 9 2 , 0 0 0
4 4 0 , 0 0 0
4 9 2 , 0 0 0
5 5 5 , 0 0 0
6 3 4 , 0 0 0

」を

「

4 0 5 , 0 0 0
4 5 5 , 0 0 0
5 0 8 , 0 0 0
5 7 4 , 0 0 0
6 5 5 , 0 0 0

」に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の82.5」を「100分の85」に改める。

第2条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、  
「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を  
「100分の106.25」に、「100分の85」を「100分の83.75」に改  
める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和7年12月1日から適用する。

##### (給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

## 議案第80号

### 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する 条例制定について

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

### 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（昭和32年御殿場市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正前の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第81号

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第1条の規定による改正前の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第82号

御殿場市地区広場等施設の指定管理者の指定について

御殿場市地区広場等施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 別表のとおり

2 指定管理者 別表のとおり

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

別表

施設の名称	指定管理者		
	所在地	名称	代表者
御殿場地区広場 (パレットごてんば)	御殿場市萩原 528番地の1	御殿場地区広場 管理運営委員会	会長 田代 茂義
原里地区広場 (友愛パーク・原里)	御殿場市川島田 1308番地の1	一般社団法人原 里愛郷振興協会	理事長 勝間田 靖久
玉穂地区西広場	御殿場市茱萸沢	一般社団法人玉 穂報徳会	理事長 勝又 保彦
玉穂地区東広場	750番地		
印野地区スポーツ公園 (丸尾パーク)	御殿場市印野 1699番地	一般社団法人印 野郷土振興協会	理事長 勝間田 政道
高根ふれあい広場	御殿場市山之尻	高根ふれあい広 場中郷館管理運 営委員会	委員長 杉山 和彦
中郷館	640番地		
高根西ふれあい広場			

議案第83号

玉穂地区屋内プール施設及び玉穂地区コミュニティ供用施設の指定管理者の  
指定について

玉穂地区屋内プール施設及び玉穂地区コミュニティ供用施設の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 玉穂地区屋内プール施設及び玉穂地区コミュニティ供用施設

2 指定管理者 御殿場市茱萸沢750番地  
一般社団法人玉穂報徳会  
理事長 勝又保彦

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第84号

友愛パーク・朝日の指定管理者の指定について

友愛パーク・朝日の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第5条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日 提出

御殿場市長 勝又正美

1 施設の名称 友愛パーク・朝日

2 指定管理者 御殿場市川島田1308番地の1  
一般社団法人原里愛郷振興協会  
理事長 勝間田 靖久

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

